

臨床研修医研修資金貸与の概要

この研修資金は、三重県内の医療機関等における医師の確保を図るため、初期臨床研修後、県内で下記の返還免除条件を満たす医療機関に勤務しようとする人に対して貸与する制度です。



- (1) 下の返還免除条件に記載されている医療機関を選択して勤務することが必要です。
- (2) 初期臨床研修後、遅滞なく勤務を開始しない場合は、返還免除の対象となりません。
- (3) 免除条件を満たさない医療機関や診療科へ勤務した場合、県内勤務でも返還免除の対象となりません。
- (4) 免除条件を満たす医療機関や診療科で勤務をしても、年間従事日数や従事期間が基準に満たない場合は、返還免除の対象となりません。
- (5) (2)～(4)により返還免除の対象外となった時点で、研修資金の返還が必要となります。

【返還免除条件】

- ・ 県内の臨床研修病院での研修修了後、県内の救急告示病院等（下記①～④）で3年間勤務していただくことが条件となります。
 - ① 三重県内の救急告示病院（H23.1月現在 55 病院）で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、心臓血管、胸部、形成、小児など）、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。
救急医療に専従する必要はなく、上記診療科の医師として県内の救急告示病院に勤務すれば、救急医療に従事しているとみなします。
 - ② 小児救急医療拠点病院（H20.3月現在 1 病院）及び地域小児救急医療センター（H20.3月現在 3 病院）
 - ③ 二次救急医療施設（H22.1月現在 33 病院）、三次救急医療施設（H22.6月現在 3 病院）及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等（H21.4月現在 15 病院）
 - ④ へき地医療拠点病院及びへき地診療所（H23.9月現在 7 病院、24 診療所）並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項に規定する総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町並びに同法第 33 条第 2 項に規定する過疎地域とみなされる区域の県内の公立の医療機関（2 病院、6 診療所）